名護市辺野古への新基地建設凍結と地方自治の尊重、 国民的議論の推進を求める意見書

沖縄では昨年おこなわれた名護市長選挙、沖縄県知事選挙、衆議院議員選挙と、一貫 して名護市辺野古への新基地建設に反対する民意が示されました。日本国憲法第8章 において地方自治は保障されており、政府には住民を代表する首長・自治体議会の意見 を最大限に尊重する姿勢が求められます。

辺野古新基地建設について、政府には選挙で示されている沖縄県内の民意を尊重し 建設工事を凍結したうえで、地元の声を反映する政策決定をすることと、基地移設に関 する国民的な議論を並行しておこなうことを強く望みます。

前述した憲法第8章の中でも第95条では「一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。」と定められています。辺野古への新基地建設は国政上重要な事項であると同時に、地元住民の生活にも多大な影響を及ぼします。そこで、国会において辺野古への基地建設に関わる特別法制定の議論をおこない、住民投票によって沖縄県、そして名護市の民意を問うことで国と沖縄の意見を整合させ、地元の声を国政の決定に生かし、不信感を払拭していくことが必要であると考えます。

また、基地の移設に対する国民的関心は未だに低く、沖縄への基地固定を前提とした声があまりに大きいことも問題です。米海兵隊は航空・陸上・後方支援の各部隊を一体運用する海兵空地任務部隊(MAGTF)という編制をとっています。平成24年、当時の森本防衛大臣はこのMAGTFについて、「沖縄という地域でなければならないのかというと、地政学的に言うと、私は沖縄でなければならないという軍事的な目的は必ずしも当てはまらない。」、「政治的に許容できるところが沖縄にしかないので、だから、簡単に言ってしまうと、『軍事的には沖縄でなくても良いが、政治的に考えると、沖縄がつまり最適の地域である』と、そういう結論になると思います。」と発言しています。即ち、他の地域に押し付けることができないから沖縄に置いておくという状況が続いていると言えます。しかし、沖縄に存在する海兵隊は1950年代半ばまでは日本本土に駐留していたものを、日本国民から不可視化させるために沖縄へと移転させたという経緯があります。沖縄の問題として片づけられてきた米軍基地問題はまさに日本全体の問題であり、「まず沖縄ありき」という考えを排除した、移設先に関する国民的議論をおこなうことが必要です。

よって本議会は、政府に対し、下記の事項について要請します。

記

沖縄県名護市辺野古での新基地建設に関して、以下の3点を検討すること。

- 1 名護市辺野古への新基地建設工事を当面の間凍結すること。
- 2 新基地建設を継続する際には、辺野古への基地建設に関わる特別法の制定について検討すること。
- 3 米軍基地問題を沖縄に固定化させず、県外・国外への移設を念頭においた国民的な議論を国会等ですすめること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月18日

鳥取県東伯郡北栄町議会

提出先

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・防衛大臣